## 体外授精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

TO LATE SERVICE AND A CONTROL OF THE PROPERTY	排卵まで				<u> </u>					植	_		
治療内容	(自然周期で行う場合もあり)薬品投与(点鼻薬)	(自然周期で行う場合もあり)薬品投与 (注射)	採卵	受精(夫)	(前培養・媒精(顕微鏡)・培養) 受精	胚移植	全	胚凍結	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	恒 黄体期補充療法	(胚移植のおおむね2週間後)妊娠の有無の確認※1	助成対象範囲
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日	

A	新鮮胚移植を実施			_		
В	凍結胚移植を実施※2					
С	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施					助 成
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了					助 成 対 象
	受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子受精等の異常受精等に より中止					
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止					
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止		-			対象
Н	採卵準備中、体調不良等により治療中止					対 象 外

- ※1 「妊娠の有無の確認」とは、陽性判定・陰性判定にかかわらず、胚移植からおおむね2週間後に確認した場合。
- ※2 Bとは採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

(注1) 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合は、男性不妊治療にかかった費用のみ助成の対象となります。ただし、通算助成回数に含まれます。

(注2) 胚の融解に失敗し、胚移植を行わない場合は、助成の対象としません。

## 男性不妊治療

・男性不妊治療とは、生殖補助医療の一環として医療保険適用診療で行った「精巣内精子採取術」などの精子を採取するための手術を示します。

I	精巣精子採取術(simpie—TESE)
J	顕微鏡下精巣上体精子採取術(MESA)
K	顕微鏡下精巣精子採取術(micro—TESE)